

燕市道路占用料徴収条例の一部改正について

燕市道路占用料徴収条例（平成18年燕市条例第158号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年3月1日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

燕市道路占用料徴収条例(平成18年燕市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「(以下「納付額」という。)」及び「当該納付額が2,000円以上(当該納付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、当該納付額に年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当する」を削り、同項ただし書を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 延滞金の額及び徴収方法については、燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の燕市道路占用料徴収条例第8条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき延滞金について適用し、施行日前に徴収すべき延滞金については、なお従前の例による。